

答申第 788 号

情公第 1218 号

令和 6 年 5 月 20 日

神奈川県知事 黒岩 祐治 様

神奈川県情報公開審査会  
会長 田村 達久

行政文書一部公開処分に関する審査請求について（答申）

令和 4 年 1 月 14 日付けで諮問された特定事業に係る担当者会議の議事録等一部非公開の件（諮問第 878 号）について、次のとおり答申します。

## 1 審査会の結論

実施機関である神奈川県知事は、令和3年11月24日付け行政文書一部公開決定を取り消し、改めて諾否決定を行うべきである。

## 2 審査請求に至る経過

- (1) 審査請求人は、神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第9条第1項の規定に基づき、令和3年11月15日付けで、神奈川県知事（以下「実施機関」という。）に対して、「特定協議会から出た特定事業広域利用（連携）に関する要望について、参加市の間で実施された会合の議事録等すべて」について、行政文書の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 本件請求に対して、実施機関は、令和3年11月24日付けで、別表に掲げる行政文書を対象文書として特定し、そのうち、文書1、文書3、文書4及び文書6に含まれる情報の一部が条例第5条第3号に規定する審議等に関する情報に該当することを理由に行政文書一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行った。
- (3) 審査請求人は、令和3年12月2日付けで、行政不服審査法第2条の規定に基づき、本件処分を取り消し、実施機関が非公開とした全ての情報を公開することを求める審査請求を行った。

## 3 審査請求人の主張要旨

- (1) 第一に審査請求人は特定地域における特定事業広域利用実態を自ら調査し、神奈川県をはじめ関係自治体にその事実を開示しさらに広域行政構築の要望を行った発起者である。第二に特定事業の広域化は既に特定市議会等で複数回にわたり取り上げられた歴とした公の関心事である。第三に審査請求人の施設を所管する特定市が長年事実と異なる特定事業利用実績を公表し、他市との連携機会を逸機し続けたことで、審査請求人及び施設利用者は行政の作為、不作為両局面で直接または間接の不利益を被った当事者である。

以上により本件における審議、検討段階における意思決定プロセスは、

審査請求人のみならず利用者である県民市民の権利、利益に密接に関連し、また関心の高い事項であるため全部開示されて然るべきと考える。

- (2) 本調査結果は、特定事業の広域化を検討する上で極めて重要なものである。特定事業は国も重要施策としているものであり、特に特定事業の IT 化と広域化行政は、特定省庁が研究調査を実施するなど公の関心が非常に高い取組みである。また、県内自治体でも広域化の必要性について議会等で議論されているところである。こういった状況の中で、広域連携に向けて実施された調査結果及び会議議事録は、一次資料として大変貴重なものであり、不確定な「可能性」による不利益以上に公開されることによって得られる利益の方が上回ると考える。
- (3) 弁明書において、「一部調査項目について解釈が異なる点があり」「公表することにより、県民に不正確な理解や誤解を与えるなど、混乱が生じる可能性もありますので、非公開とします」とあるが、「神奈川県情報公開条例の解釈及び運用の基準（以下『条例解釈及び運用の基準』という。）」にも「なお、県民に誤解を与えるおそれがある情報であっても、『未成熟な情報であるため、将来変更される可能性がある』ことなどを説明することにより、『不当に県民の間に混乱が生じさせるおそれ』がなくなると考えられないかを検討する必要がある」と述べられているにも拘らず、そうした「検討」をした形跡もない。画一的に全てを「黒塗り」としている現状は、憲法の本質にも、県の基準にも反したものであると言わざるを得ない。
- (4) 実施機関は、非公開の理由として、「今後の協議の際に、各自治体の考え方等率直な意見の交換が損なわれる可能性」があるとしているが、全く意味不明である。本来、こういった重要な議論は、直接影響のある県民、市民の前で行われるべきもので、秘密裏に行政内部で本音を話し合い、決まってから結果だけを知らせようという手法はおおよそ民主主義からかけ離れたものである。
- (5) 実施機関は、ここでも「未成熟な内容」であること、「公開することにより、県民の間に混乱を生じさせるおそれ」を非公開の理由としてあげているが、前述したように、「条例解釈及び運用の基準」は、「未成熟な情

報であるため、将来変更される可能性がある」ことなどを説明することにより「不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ」がなくなると考えられないかを検討するように求めている。果たして、そういった「検討」がなされたのか、はなはだ疑問である。なぜならば、画一的に全てが「黒塗り」にされているからである。当該箇所は、今後の特定事業の広域連携に向けての「方向性」を知るうえで、最も重要な部分であるため、特に公開されるべきものであると考える。

- (6) 情報公開請求権は、基本的人権である「知る権利」を保障するためのものである。したがって、公開することが原則であり、やむを得ない場合に限り例外的に公開しないことが了解されるものとする。特に、今回問題となっている条例第5条第3号に係る審議、検討段階の情報は、憲法第21条が直接規定している「表現の自由」を行使するために最大限の保障があって然るべきものとする。

事実、「条例解釈及び運用の基準」にも、「審議、検討等の段階における意思形成過程情報は、県民の権利、利益に密接に関連し、関心の高い情報であるので、県が県政を県民に説明する責務を全うするように配慮すべきであることから、意思形成過程情報を県民に公開することの公益性を客観的に評価し、公開することによる利益と非公開とすることによる利益とをよく比較衡量して判断することが特に求められる」と述べられている。

今回、実施機関が「弁明書」で述べていることは、形式的な条文の提示と、根拠の不明確な「可能性」に終始し、「意思形成過程情報を県民に公開することの公益性を客観的に評価し、公開することによる利益と非公開とすることによる利益とを比較衡量して判断」したとは到底思えない。

以上のことから、本件請求については、即刻公開されることを求めるものである。少なくとも、現状の画一的な「黒塗り」文書ではなく、「客観的」に「非公開とすることによる利益」が明確に認められるもの以外は公開されることを強く求めるものである。

#### 4 実施機関（担当：福祉子どもみらい局次世代育成課）の説明要旨

- (1) 特定事業に係る担当者会議（以下「本件担当者会議」という。）の資料

に記載されている調査結果について、現在協議中の案件に関する情報であり、公開することにより、協議からの離脱や今後データの提供がされない等、率直な意見の交換が損なわれる可能性があるため、非公開とする。

また、一部調査項目について解釈が異なる点があり、取扱いに注意が必要な資料となっていることから、公表することにより、県民に不正確な理解や誤解を与えるなど、混乱が生じる可能性もあるため、非公開とする。

(2) 本件担当者会議議事録の発言内容について、現在協議中の案件に関する情報であり、公開することにより、今後の協議の際に、各自治体の考え方や率直な意見の交換が損なわれる可能性があるため、非公開とする。

(3) 本件担当者会議の方向性等について、現在協議中の案件に関する情報であり、未決定の検討案であり未成熟な内容であることから、公開することにより、県民の間に混乱を生じさせるおそれがあるため、非公開とする。

## 5 審査会の判断理由

### (1) 理由の付記について

審査請求人は、「実施機関が『弁明書』で述べていることは、形式的な条文の提示と、根拠の不明確な『可能性』に終始し、『意思形成過程情報を県民に公開することの公益性を客観的に評価し、公開することによる利益と非公開とすることによる利益を比較衡量して判断』したとは到底思えない。」と主張している。これは、実施機関が示した非公開理由の不備を主張するものと解されることから、以下、実施機関が示した理由の妥当性を検討する。

条例第 10 条第 3 項は、「(略) 公開請求に係る行政文書の全部又は一部の公開を拒むとき (略) は、その理由を併せて通知しなければならない。

(略)」と規定している。その趣旨は、実施機関の判断の慎重と公正妥当を担保してその恣意を抑制するとともに、非公開の理由を請求者に知らせることによって、その審査請求に便宜を与えることにある。かかる趣旨を踏まえれば、単に非公開の根拠規定を示すだけでは、当該行政文書の種類、性質等とあいまって請求者がそれらを当然に知り得るような場合は別として、条例第 10 条第 3 項の求める理由付記としては不十分なものと解すべ

きである（「条例解釈及び運用の基準」）。

これを本件についてみると、本件処分に係る理由については、行政文書一部公開決定通知書において、「現在協議中に関する情報であり、公開することにより、率直な意見の交換が損なわれる可能性があるため」と示されているものの、これは、条例第5条第3号に規定されている文言を引用するに等しく、同号に該当すると判断した理由が示されているとは認め難いものとなっている。このような非公開の理由は、条例第10条第3項が理由付記を求める上記趣旨を損なうものといわざるを得ない。

以上のことから、本件処分で示された非公開理由は、条例第10条第3項の求める理由付記としては不十分なものと解されるため、実施機関は本件処分を取り消して改めて諾否決定を行うべきである。そして、実施機関が改めて行う諾否決定が非公開決定となる場合には、非公開とする個々の情報ごとに、条例第10条第3項の上記趣旨を達するに足りる理由を付記すべきである。

## (2) 改めて諾否決定を行う場合の留意点について

上記のとおり、本件処分については取り消した上で改めて諾否決定を行うべきであるが、改めて諾否決定をするにあたっては、次の点に留意すべきである。

### ア 文書1について

文書1は、オンラインで開催された本件担当者会議に関する事務連絡であり、実施機関は、文書1の記載内容のうち、本件担当者会議へ参加するためのURL、ID、パスワードを非公開としているが、これらの情報は、文字通り本件担当者会議への事務連絡情報にすぎず、条例第5条第3号に規定する審議等に関する情報であるとは認め難い。

### イ 文書3及び文書4について

文書3及び文書4は、特定事業に関するアンケート調査結果の概要版及び詳細版であり、施設利用状況や収支等、本件担当者会議に参加した自治体の状況（以下「アンケート結果情報」という。）が記されていた。

この点、「条例解釈及び運用の基準」においては、「客観的、科学的事実やこれに基づく分析等を記録した調査データ、経過等」は条例第5

条第3号に規定する審議等に関する情報に該当する可能性は低いとしている。アンケート結果情報は、「客観的、科学的事実やこれに基づく分析等を記録した調査データ、経過等」に他ならないことから、条例第5条第3号に規定する審議等に関する情報に該当する可能性は低いものと考えられる。

## 6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別表（特定文書一覧）

対 象 文 書		決定内容
文書 1	特定地域における特定事業に係る広域連携に向けた担当国会議の開催について	一部非公開
文書 2	特定地域における特定事業に係る広域連携に向けた担当国会議	全部公開
文書 3	特定事業に係る広域連携に関するアンケート調査結果（概要版）	一部非公開
文書 4	特定事業に係る広域連携に関するアンケート調査結果（詳細版）	一部非公開
文書 5	特定事業施設MAP	全部公開
文書 6	特定地域における特定事業に係る広域連携に向けた担当国会議 議事録	一部非公開



別紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
令和4年1月14日 (収受)	○ 諮問
令和6年3月21日 (第242回部会)	○ 審議
令和6年4月24日 (第243回部会)	○ 審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
板 垣 勝 彦	横浜国立大学大学院教授	部 会 員
市 川 統 子	弁護士（神奈川県弁護士会）	
岩 田 恭 子	弁護士（神奈川県弁護士会）	
小 沢 奈 々	横浜国立大学教育学部准教授	部 会 員
桑 原 勇 進	上 智 大 学 教 授	会長職務代理者 (部会長を兼ねる)
田 村 達 久	早 稲 田 大 学 教 授	会 長
前 田 康 行	弁護士（神奈川県弁護士会）	部 会 員

(令和6年5月20日現在) (五十音順)